

農業制度資金のご案内

～あなたの農業経営を応援します～



お問い合わせは・・・

- | | | | |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| ■ 新川農林振興センター | ☎0765-52-0268 | ■ 日本政策金融公庫富山支店(農林水産事業) | ☎076-441-8411 |
| ■ 富山農林振興センター | ☎076-444-4521 | ■ 農林中央金庫富山支店(農業金融センター) | ☎076-445-2510 |
| ■ 高岡農林振興センター | ☎0766-26-8474 | ■ 富山県農業信用基金協会 | ☎076-445-2322 |
| ■ 砺波農林振興センター | ☎0763-32-8111 | ■ 富山県農林水産公社(新規就農者関係) | ☎076-441-7396 |
| ■ 広域普及指導センター(畜産関係) | ☎076-429-5043 | ■ 富山県農林水産部農業経営課 | ☎076-444-3273 |

※その他、最寄りの市町村や融資機関等にご相談ください。

●富山県のホームページ上でもご覧いただけます。

富山県 農業制度資金

検索

こんなときに、 こんな資金があります。

代表的な資金を掲載しています。



実施したい事業		資金名	農業近代化資金	日本政策金融公庫資金					スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)
				スーパーS資金 (農業経営基盤強化資金)	経営育成強化資金	農業改良資金 <small>無利子</small>	青年等就農資金 <small>無利子</small>	農林漁業 セーフティネット資金	
土地	農地等を取得		●	●					
	農地等の賃借料を一括前払い	●	●	●	●	●			
	農地の改良・造成	●	●	●	●				
施設・農機具	施設・機械の改良・造成・取得	●	●	●	●	●			
	農産物の加工処理・販売施設を取得	●	●	●	●	●			
	施設・機械の賃借料を一括前払い	●	●	●	●	●			
家畜・作物	家畜の購入・育成	●	●	●	●	●			
	果樹、花木等の新植・改植・育成	●	●	●	●	●			
担い手育成	農業に関する研修の費用	▲	●		●				
	パソコン等の経営管理用機器の購入	▲	●		●	●			
運転資金	長期 (借入期間が1年超)	▲	●	▲	▲	●			
	短期 (借入期間が1年以内)							●	
災害等への対応	災害による農地、施設等の復旧	▲	●						
	災害による経営資金の借入						●		
	経営環境の悪化等による経営資金の借入		●				●		

注) ○は対象となっているもの、▲は一部対象となっているものを示しています。

農業制度資金の融資条件

資金名	利用いただける方	金利 (%)	返済期間 (うち据置期間) 年(以内)	融資率 (%) (以内)	融資の限度額	融資機関 (問い合わせ先)	
農業近代化資金	認定農業者 ※1	0.60~0.75 ^{※2}	15 [7]	100	個人 1,800万円 法人 2億円	農協 銀行等	
	一定要件を満たす集落営農組織 ※3	0.90	15 [3]	100			
	認定新規就農者 ※4	0.90	17 [5]	80			
	その他	0.90	15 [3]	80			
日本政策金融公庫資金	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者 ※1	0.60~0.90 ^{※2}	25 [10]	100	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 20億円 [一定の場合30億円])	日本政策 金融公庫
	経営体育成強化資金	認定新規就農者 ※4 一定要件を満たす集落営農組織 ※3 一定の要件を満たす農業者等	0.90	25 [3]	80~100 使途による	個人 1.5億円 法人等 5億円 使途によって 別途限度あり	
	農業改良資金	個別法に基づく、農業改良資金融通法の特例適用者	無利子	12 [3又は5]	100	個人 5,000万円 法人 1.5億円	
	青年等就農資金	認定新規就農者 ※4	無利子	17 [5]	100	3,700万円 (特認 1億円)	
	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者 ※1 認定新規就農者 ※4 一定の要件を満たす農業者等	0.60~0.75	15 [3]	—	600万円 (特認:年間経営費の6/12と粗収益の6/12のいずれか低い額)	
スーパーS資金 (農業経営改善促進資金)	認定農業者 ※1	1.50	1	—	個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産、施設園芸は それぞれ4倍)	農協 銀行等	
農業経営安定資金 ^{※5}	一定規模以上の農業者等	0.90	7 [2]	100	1,000万円 (特認 2,500万円)		
中山間地域活性化資金	中山間地域で事業を行う農林漁業者等	0.60~1.50	加工流通・保健機能 15 [3] 生活環境 25 [8]	80	6,000万円		
球根優良品種導入資金	農業を営む者が構成員となって組織する団体	0.60	3	100	3,000万円		

※1 認定農業者：農業経営改善計画を作成して、市町村等の認定を受けた者です。

※2 認定農業者向け資金（農業近代化資金・スーパーL資金）の金利負担軽減措置：「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられた認定農業者等が、農業近代化資金・スーパーL資金を借り入れた場合、貸付当初5年間の金利が最大2%軽減されます。

※3 特定農業団体等のことです。

※4 認定新規就農者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者です。

※5 災害発生時には特別枠が設定される場合があります。

本表をご利用にあたっては次の点にご留意ください。

- ・農業制度資金の代表的なものを表示しています。具体的な内容は融資機関等にご相談ください。
- ・金利は令和5年2月20日現在のものです。金利情勢等によって変動しますので適用金利については融資機関でご確認ください。
- ・富山県農業信用基金協会の信用保証を利用する場合は、上記のほか、別途保証料が必要です。

農業近代化資金

経営改善のための長期で
低利な制度資金

農協・銀行等が
ご融資します。

経営改善のための長期で低利な制度資金で施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金など幅広く使える資金です。

- 借入対象者**
- ①認定農業者
 - ②認定新規就農者
 - ③地域における継続的な農地利用を図る者^{注1}
 - ④一定の要件を満たす農業者等^{注2}
 - ⑤集落営農組織(任意団体を含む)等

借入限度額 個人：1,800万円 法人：2億円

借入利率 0.90% (令和5年2月20日現在)

償還期限 7～20年以内 (うち据置期間2～7年以内)

借入手続き

- ・農業近代化資金借入(希望)申込書
- ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書
- ・借入申込書兼債務保証委託申込書
- ・その他必要な書類
(決算書類3か年分や見積書など)

注1 地域における継続的な農地利用を図る方であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める農業者の方です。

注2 一定の要件を満たす農業者等とは、下記の要件等を満たす農業者の方です。
・農業所得が総所得の過半数を占める
又は
・農業粗収益が個人 200万円以上
法人 1,000万円以上

左記の書類を
融資機関

(農協、北陸銀行・富山第一銀行・富山銀行・にいかわ信金等)
へ提出してください。

県のホームページから様式をダウンロードできます。

富山県 農業近代化資金

検索

・申請から県の承認まで**1～2か月の期間**が必要です。

・ただし、一定の要件を満たす認定農業者の方などについては、借入申込みから11営業日で融資を行う**クイック融資**を利用することもできますのでご相談ください。

・**売買契約等は、県の承認前に行うことはできません**ので、お早めに借入申込みをお願いします。

スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金)

認定農業者向け長期資金

日本政策金融公庫が
ご融資します。

認定農業者向けの長期・低利資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など経営改善を図るために幅広く使える資金です。

借入対象者 認定農業者

借入限度額 個人：3億円 (特認6億円)
法人：10億円 (特認20億円〔一定の場合30億円〕)

借入利率 0.60～0.90% (令和5年2月20日現在)

償還期限 25年以内 (うち据置期間10年以内)

借入手続き

- ・借入申込書
- ・借入申込希望書兼経営改善資金計画書
- ・農業経営改善計画書及び同計画認定書(写)
- ・その他必要な書類(決算書類3か年分や見積書など)

左記の書類を

融資機関 (公庫又は公庫の受託金融機関等)
へ提出してください。

認定農業者向け資金の金利負担軽減措置について (農業近代化資金・スーパーL資金)

「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置づけられた認定農業者等が農業近代化資金・スーパーL資金を借り入れる場合、貸付当初5年間実質無利子(最大2%の引き下げ。)となります(農業近代化資金：2億円。スーパーL資金：個人3億円、法人10億円まで)
また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の無利子化措置終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるように金利負担が軽減されます。
その他、TPP等関連対策資金や災害関連資金等に係る金利負担軽減措置もあります。詳しくは融資機関にご相談ください。

経営体育成強化資金

認定農業者ではない担い手向け

日本政策金融公庫が
ご融資します。

認定農業者ではない担い手が利用できる長期資金です。農地や施設、機械の購入、償還負担の軽減など農業経営改善のための資金です。

借入対象者 ①認定新規就農者 ②集落営農組織 ③一定の要件を満たす農業者等

借入利率

借入限度額 次の①～④の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人等5億円以内

0.90% (令和5年2月20日現在)

①前向き投資：事業費の80%

償還期限

②再建整備：個人：1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) 法人：4,000万円

25年以内 (うち据置期間3年以内)

③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間 (特認の場合10年間) において支払われる
既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額

④事業再生支援：事業費の100%

農業改良資金

新分野へチャレンジ

日本政策金融公庫が
ご融資します。

農業経営の改善のため、創意工夫により農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジする農業者等向けの資金です。

借入対象者 個別法に基づく農業改良資金融通法の特例適用者

借入利率 無利子

(個別法) 農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、みどりの食料システム法等

償還期限 12年以内

借入限度額 個人：5,000万円 法人等：1億5,000万円

(うち据置期間3年又5年以内)

青年等就農資金

無利子資金で
農業が始められます

日本政策金融公庫が
ご融資します。

農業経営を開始する際に必要な施設・機械の購入や長期運転資金などに利用できる無利子の資金です。

借入対象者 認定新規就農者 ※原則として18歳以上45歳未満

借入利率 無利子

知識・技能を有する者であれば65歳未満まで可
上記の者が役員の過半を占める法人

償還期限 17年以内 (うち据置期間5年以内)

借入限度額 一般：3,700万円 特認：1億円

国の補助金の交付決定を受けた事業の補助残融資資金は対象とならない場合があります。
詳しくは、日本政策金融公庫にご相談ください。

農林漁業セーフティネット資金

経営の立て直し

日本政策金融公庫が
ご融資します。

災害や社会的・経済的環境の変化などの理由で一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金です。

借入対象者 ①認定農業者 ②認定新規就農者

借入利率 0.60～0.75% (令和5年2月20日現在)

③一定の要件を満たす農業者等

償還期限 15年以内 (うち据置期間3年以内)

借入限度額 一般：600万円

特認：年間経営費の6/12と粗収益の6/12のいずれか低い額

災害を原因としてご利用いただく場合には、市町村長が発行する
「罹災証明書」が必要となります。

農業信用保証保険制度

農協等から融資を受けるとき、富山県農業信用基金協会に一定の保証料をお支払いいただくことにより、一定の限度額までは、原則として無担保・無保証人※1で融資を受けることができます。

資金名	無担保・無保証人の限度額	保証料率 (令和5年2月20日現在)
農業近代化資金	認定農業者 個人 3,600万円 法人 7,200万円	担保・保証人有 年0.25% 担保・保証人無 年0.45%
スーパーS資金※2	その他 個人 3,000万円 法人 6,000万円	担保・保証人有 年0.25% 担保・保証人無 年0.50%

※1 同一経営の範囲外の第三者保証人を求めないことです。

※2 スーパーS資金については、認定農業者のみが対象となります。

農協等でご融資します

スーパーS資金

(農業経営改善促進資金)

認定農業者向けの、短期運転資金を必要とする場合にご利用できる資金です。

借入対象者 認定農業者
借入限度額 個人 500万円 法人 2,000万円
借入利率 1.50% (令和5年2月20日現在)

農業経営安定資金

経営規模の拡大や、災害、疾病等により経営安定のための資金を必要とする農業者を応援する資金です。

借入対象者 農業を営む者及び農業団体
借入限度額 一般 1,000万円 特認 2,500万円
借入利率 0.90% (令和5年2月20日現在)
償還期限 7年以内 (うち据置2年以内)

中山間地域活性化資金

農林水産物の加工、販売のための施設、農林漁業資源を提供する民宿施設や生活環境の改善に必要な施設の整備に使える資金です。

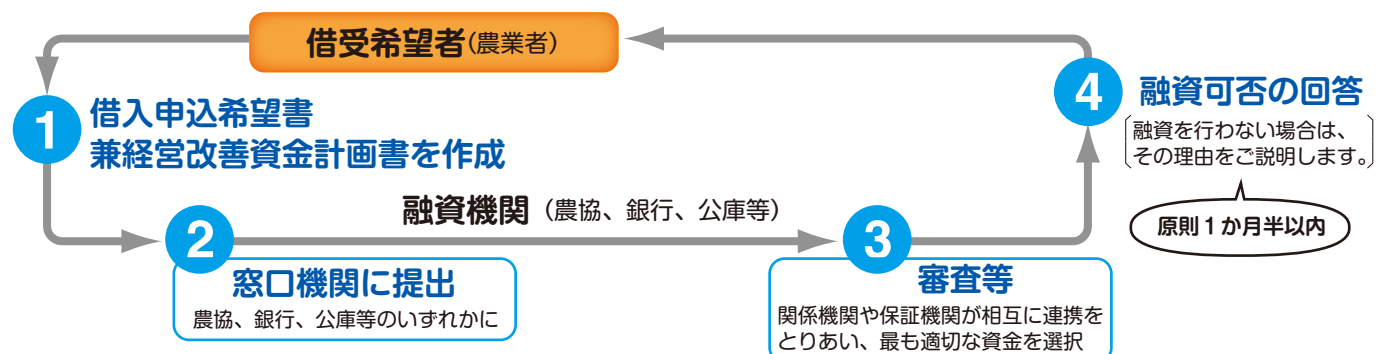
球根優良品種導入資金

農業者や農業を営む方が構成員となって組織する団体が、球根優良品種を導入する場合にご利用いただけます。

資金の借り入れに際しての留意事項

- ①事前着工はできません。
貸付決定または利子補給の承認前に業者と契約を結ぶことは原則として認められていません。
- ②借入れた資金は計画どおりに使ってください。
借入金は当初に計画した施設、機械等の支払い以外の用途には使用できません。
やむを得ず計画内容に変更が生じる場合は、事前に融資機関にご相談の上、所定の手続きをしてください。
- ③事業の経理状況を明確にしてください。
業者からは、契約書、納品書、請求書、領収書等を受け取り、返済が完了するまで大切に保管してください。
業者への支払いは、自己負担金も含めて、現金払いではなく、借入者名義の口座から振り込んでください。

借入手続の例 (農業近代化資金、スーパーL資金、農業改良資金の場合)



発行元 富山県農林水産部農業経営課

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 10 階
TEL (076) 444-3273 FAX (076) 444-4408

令和5年3月発行